

令和3年度1月 運営会議 次第

日 時 令和3年1月5日
午後4時から
場 所 愛知建築士会 会議室
WEB 会議併用

1. 会長あいさつ
2. 定足数確認
3. 議事録署名者 鏡支部長 加藤委員長

〈協 議 事 項〉

令和2年12月1日 運営会議 (WEB 会議方式) 議事録(案)について

(資料1)

2. 士会入退会会員数

(資料2)

		前 月 会員数	増		減			今 月 会員数
			入会	復活	退会	除名	休会	
正 会 員		3,414	5		12			3,407
準会員	準	23						23
	特	3						3
賛 助 会 員		126						126
計		3,566	5		12			3,559

前月比 -7

4月比 -95

3. 女性委員会 「東海北陸ブロック会女性建築士協議会 令和2年度後期大会」について

(資料3)

4. まちづくり委員会 歴史景観部会

「古い町並みの災震・火災後の再生事例について (再生手法と改修事例について)」

(資料4)

5. まちづくり委員会 福祉部会

「医療介護に精通した建築士」養成講座 (新規 第1回)について

(資料5)

6. まちづくり委員会 福祉部会

「介護が必要となる原因と予防」 建築総合展会場セミナーについて

(資料6)

〈報 告 事 項〉

1. 女性委員会 令和2年度見学研修 Part2 実地編

「南山学園ライオン館・カトリック南山教会聖堂・南山寿荘を巡る」

(資料7)

〈そ の 他 〉

1. 女性委員会「第30回 わたらしい住まいづくり」のご案内
2. (公社) 愛知建築士会 メルマガ創刊号発刊のご案内
3. 豊川市行政ニュース
4. (一財) 東海建築文化センター 「開発許可制度研修会」のご案内

【 次回以降運営会議開催日 】

令和3年 2月 2日 (火) 午後4時～

WEB 会議併用 愛知建築士会 第一・第二会議室

令和3年 3月 2日 (火) 午後4時～

WEB 会議併用 愛知建築士会 第一・第二会議室

古い町並みの震災・火災後の再生事例について (再生手法と改修事例について)

講演会 開催の案内

(公社) 愛知建築士会
まちづくり委員会(歴史景観部会)

古い町並みは、各地にいろいろありますが、震災や火災にあい町並みがなくなるような場合が時としてあります。その様な町並みの再生・復旧の事業に携わってきた事例を詳しく説明して頂く機会を、今回設けました。

町並み再生、古民家の修復再生・改修について改めて勉強する機会になると思いますので、ぜひ参加いただければと思います。

記

日 時 令和3年3月3日(水) 18:30~20:00(18時~受付開始)

場 所 建築士会会議室 席の間隔をあげ、ソーシャルディスタンスを保ちます。

受 講 料 会員 1,000円 会員以外 2,000円

定 員 30名 ※当日参加も可能ですが、事前申し込み先着順と致します。

CPD単位 2単位(認定予定)

講 師 益尾 孝祐 氏(44才) 愛知工業大学工学部建築学科

講師プロフィール

愛知工業大学工学部建築学科講師/博士(工学)。一級建築士、ヘリテージマネージャー
大阪府生まれ。早稲田大学理工学部建築学科卒業、同大学院理工学研究科修士課程修了
2002年よりアルセッド建築研究所に入所、地域のまちづくり支援から、まちをつくる建築、都市
デザインまでの計画、設計に携わり、研究的実践をもとに実践的研究を推進。2022年より、現職。

主な受賞: 住総研博士論文賞、都市住宅学会業績賞(柏崎えんま通り商店街・十津川・気仙沼内湾地区)
グッドデザイン賞(長門湯本温泉)等。主な著書: まちづくり市民事業、まちづくり教書、まちづくり
図解、等

申込み方法 下記申込書にご記入の上、愛知建築士会まで FAX(052-201-3601)にてお申し込みください。受付後、
受付番号を記入しFAXいたします。当日、参加券としてご持参ください。なお、定員になり次第締切りと
いたします。

問い合わせ先 建築士会事務局 TEL052-201-2201

古い町並みの震災・火災後の再生事例について 講演会参加申込書

フリガナ 氏 名				TEL() -
				FAX() -
連絡先	〒			
いずれかに○を付けて 下さい	会 員(会員番号)	CPDNo.	CPD登録ご希望の方はご記入ください	
	一般			
受付No.				
愛知建築士会から毎月数回セミナーなどのご案内をメールマガジンでご案内します。 ご希望の方は、□要にレ点を記入しメールアドレスを記載ください。□要 □不要				メールアドレス

受付いたしました。当日、参加券としてこのFAXをご持参下さい。

申込先: (公社) 愛知建築士会 事務局 FAX 052-201-3601

「医療介護に精通した建築士」養成講座のご案内

福祉部会では、市民・行政から医療・福祉に関係した住環境整備の依頼に応える建築士を要請するために3年前から医療介護に精通した建築士の養成講座を開催してきました。今年度はコロナの影響で開催が遅れていましたが、WEBを併用した講座を実施することにしました。コロナ禍で参加を躊躇される方も多いと聞きます。オンラインでも行っておりますので是非ご参加ください。

テーマ : 「転倒と高齢者」 ～どうして転ぶのか、どこで転ぶのか、転ぶとどうなるのか～

日時 : 2021年1月29日(金) 18:30～20:00

場所 : WEBによるオンライン講習(zoom使用) / 会議室受講 併用

講師 : あさひ病院顧問 猪田 邦雄 先生

名古屋大学名誉教授、三仁会あさひ病院顧問 医学博士

参加費 : 士会会員500円 会員外1,000円 ※Peatixによる事前集金 欠席の場合も返金できません。
申込者にPeatixによる支払方法を連絡します。

募集人数 : 無制限

締切 : 2021年1月15日(金)

CPD : 2単位(申請中)

募集方法 : 建築士会HP メールニュース

申し込み先 : E-mail mail@aichishikai.or.jp

「医療介護に精通した建築士」養成講座

「転倒と高齢者」 ～どうして転ぶのか、どこで転ぶのか、転ぶとどうなるのか～

まちづくり委員会福祉部会

参加方法 ☐ON LINE ☐会議室 ※☒を入れてください

フリガナ		連絡先	E-mail	
氏 名			携帯TEL	※コロナ対応のため必須
			FAX	
いずれかに ○印をつけてください	() 会員	支部名		
	() 一般	CPD番号	※ON LINEの方は事前申請	

「介護が必要になる原因と予防」～ ロコモ、サルコペニア、フレイル ～ とは

(建築総合展会場セミナー)

(公社)愛知建築士会まちづくり委員会福祉部会

「ロコモティブシンドローム」、「サルコペニア」、「フレイル」という言葉をご存知でしょうか？

「健康日本21」の第1次目標に掲げられた「メタボリックシンドローム」はご存知の方も多い言葉ですが、第2次目標の「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」のキーワードである「ロコモティブシンドローム」、「サルコペニア」、「フレイル」はまだまだ聞き慣れません。

私たちは、今後、高齢者の住環境に関わる機会が多くなっていきます。健康で安全な住環境を提案するために、これらの言葉の意味を通して、高齢者の特性を正しく理解するため講習会を企画しました。

日 時 令和3年2月26日(金)午前11時30分～午後12時45分 (受付 午前11時30分～)

場 所 ウィンクあいち (名古屋市中村区名駅4丁目4-38) ※建築総合展会場内

講 師 猪田邦雄氏(名古屋大学名誉教授、三仁会あさひ病院顧問 医学博士)

定 員 50名(会議室の定員の約半数)

参 加 費 愛知建築士会会員(準会員・特別会員・賛助会員含む) : 500円

一般 : 1,000円

申込方法 以下のセミナー参加申込書に必要事項をご記入の上、電子メールまたはファックスにてお申込ください。

申込締切 令和3年2月12日(金)まで(ただし、定員50名になり次第締切)

※満席の場合のみお断りの連絡をします。

申込み先 (公社)愛知建築士会 事務局

E-mail mail@aichishikai.or.jp FAX 052-201-3601

CPD 2単位(申請中)※事前申請:申込書で事前に申請してください。

※尚、コロナ禍での開催となりますので、参加者の皆様にはマスクの着用をお願いします。

また、当日は受付で検温と電話番号の確認をさせていただきます。

建築総合展が中止の場合は、本講座も中止となりますのでご承知おきください。

講師プロフィール

昭和17年愛知県豊田市に生まれ、43年名古屋大学医学部卒業。長野赤十字病院整形外科、名古屋大学医学部整形外科講師、名古屋大学医学部保健学科長、名古屋大学医学系研究科大学院教授、中部大学生命健康科学部教授を歴任。現在名古屋大学名誉教授で、三仁会あさひ病院顧問。専門分野は整形外科、リハビリテーション医学。主な研究分野は高齢者のリハビリテーション、骨・関節疾患の治療、介護予防、転倒予防など。

(日本整形外科学会専門医、日本リハビリテーション医学会専門医、日本人工関節学会専門医)

文部科学省・厚生労働省の審議委員や多くの学会の評議員等を歴任

建築総合展会場セミナー

「介護が必要になる原因と予防」～ ロコモ、サルコペニア、フレイル ～ とは？セミナー 申込書

☐建築士会からメルマガ送信を希望する ※ご希望の方は☑を入れてください。

まちづくり委員会福祉部会

フリガナ		連絡先	E-mail	
氏 名			携帯TEL	※コロナ対応のため必須
			FAX	
いずれかに ○印をつけてください	() 会員	支部名		
	() 一般	CPD番号	※会場では受付できません	

第30回 もう一度、見つめなおそう

わたしらしい住まいづくり

女性建築士の作品展

2021年1月13日(水)～1月31日(日)

開館時間 10:00～17:00
月曜休館

会場: 名古屋都市センターまちづくり広場
金山総合駅下車 南口出てすぐ(旧ボストン美術館同ビル)



第30回記念セミナー

「3.11 & コロナ後の建築」

講師: 上野千鶴子氏

社会学者・東京大学名誉教授

認定NPO法人ウィメンズアクションネットワーク(WAN)理事長

2021年1月31日(日) 14:00～16:00

ZOOMによるオンライン開催

定員: 100名

参加費: 愛知建築士会会員 1,000円 一般 1,500円

主催: 公益社団法人 愛知建築士会女性委員会
<http://afa.asanet.or.jp/> TEL/052-201-2201

後援: 愛知県 名古屋市 愛知ゆとりある住まい推進協議会
公益社団法人 日本建築家協会 東海支部愛知地域会
公益財団法人 名古屋まちづくり公社名古屋都市センター



第30回わたらしい住まいづくり

長きにわたり女性建築士が取り組んできたこの企画は30回の節目を迎えました。
住み手に寄り添いながら住まいづくりを考え続けてきた、女性建築士の
様々な取り組みをご覧ください。この機会にぜひご来場ください。

1月13日(水)～1月31日(日)

10:00～17:00 月曜休館

女性建築士の作品展

女性建築士が携わった仕事をパネル展示します。

今年のテーマはリノベーションです。

この30年間で住まいは大きく変化しました。

「便利」「快適」「安全」などを得た反面、「居場所」や「家族とのコミュニケーション」などを失ってしまった住まいもあるのではないのでしょうか。

～コロナ禍により家で過ごす時間が多かった今だからこそ、原点に立ち返って
住まいづくりをもう一度見つめなおそう!～(入場無料)



会場

名古屋都市センターまちづくり広場

名古屋市中区金山町一丁目1番1号金山南ビル
11F (旧ボストン美術館同ビル) TEL: 052-678-2200

1月31日(日) 14:00～16:00

第30回記念セミナー

「3.11 & コロナ後の建築」

東京大学入学式祝辞で日本中をざわつかせ、多くの人の
心を突き動かした社会学者・上野千鶴子氏。
わたらしい住まいづくり第30回記念セミナーで、建築を
熱く語っていただきます。

Zoom ビデオウェビナーによるオンライン開催

Wi-Fi などインターネット接続が可能な環境でPC、タブ
レット、スマホなどからご参加いただけます。

定員: 100名

※定員になり次第締め切らせていただきます。

参加費:

愛知建築士会会員(準会員、特別会員、賛助会員含む) 1,000円
一般 1,500円

CPD単位: 2単位

セミナー講師

上野千鶴子(うえのちづこ)氏 プロフィール

東京大学名誉教授、

認定NPO法人ウィメンズアクションネットワーク(WAN)理事長

日本社会学会理事長、日本学術会議会員、

シュレー大学アドバイザー

ヘイトスピーチとレイシズムを乗り越える国際ネットワークの
共同代表を務める。

専門は女性学、ジェンダー研究。この分野のパイオニアであり、
高齢者の介護とケアも研究テーマとしている。

著書

『家族を容れるハコ・家族を超えるハコ』(建築関係の論集)

『上野先生、フェミニズムについてゼロから教えてください』

(田房永子氏との共著)

『女たちのサバイバル作戦』

『女ざらい』

『人生のやめどき』(樋口恵子氏との共著)

1月発売予定『女の子はどう生きるか?教えて、上野先生』

他多数

WAN URL <http://wan.or.jp/>

セミナー申込受付開始 2020年12月15日(火)

ホームページ <http://afa.asanet.or.jp/> より peatix にログインしてチケットを
購入されますと、ご登録メールアドレスに参加方法が自動配信されます。



ご好評いただいております **住まいの絵本読み聞かせ&ワークショップ、住まいの無料相談会** は
新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、今年度は中止とさせていただきます。

お問合せ先

(公社) 愛知建築士会女性委員会 E-mail: afa201009@gmail.com TEL: 052-201-2201

豊川市の位置

日本列島のほぼ中心で愛知県の南東部に位置し、東三河の中核を担う人口18万人のまちです。
また、名古屋鉄道やJR線という鉄道網も発達しており、名古屋駅からJR豊川駅までは約68分（乗り換え時間考慮）、東名高速道路のインターチェンジを有するなど交通アクセスも至便です。このように市内各地域で農業・商業・工業がバランスよく発展しています。



子育てするなら豊川市

豊川市は温暖な気候、山・海などの豊かな自然とそれを生かした多くの遊び場、安価な土地や物価、たくさんの働き場、安心安全で多彩な農産物、身近にある商業施設、発達した交通網、地域に根付く歴史や伝統、活発なコミュニティ・ボランティア活動など、さまざまなことで、子育てしやすいまちです。

妊 娠 & 出 産

産後健診医療費、産前・産後ヘルパー利用費の補助、産後ケア事業も実施しています。



乳 幼 児

健康診査や各種教室、相談など充実した
ラインアップ！



豊川市子育て支援センター（プリオ5階）



～妊娠期から始まる きれ目のない支援～
ぜひ、豊川市で安心して子育てしてください！



P33

小 中 高 生

放課後児童クラブなど、学生になっても続く
子育てのサポート



園 児

育児休業明け保育所入所予約制度もあります。



「子どもたちの笑顔があふれるまち、とよかわ」で新生活をはじめませんか？



赤塚山公園 豊川稲荷(豊川稲荷妙厳寺) 手筒花火 どんき(長松寺) 流鏝馬(砥鹿神社) 御津マリーナ

豊川市の子育て支援への
取組事例について、
豊川市のホームページを
ご覧ください。



《子育て支援に関する主な問い合わせ先》

※子育て支援に関することは、それぞれの内容に応じて、その関係部署にお問い合わせください。

お問い合わせ内容	担当部署	連絡先
放課後児童クラブや児童館、 児童の手当などに関すること	豊川市役所 子育て支援課	TEL: 89-2133
子育て相談、親子あそび教室などに関すること	子育て支援センター	TEL: 89-1398
保育園や幼稚園に関すること	豊川市役所保育課	TEL: 89-2274
健康診査や予防接種、 その他母子保健などに関すること	保健センター	TEL: 89-0610

愛知県 豊川市

はじめませんか

固定資産税相当額最大3年分

中学生以下のお子さま1人につき
子育て奨励金10万円

とよかわ 暮らし

豊川市まちなか居住補助金のご案内
(拠点地区定住促進事業費補助金)

平成31年度より、補助対象者の拡充等、
内容を一部見直しました！



TOYOKAWA

1 補助金の概要

豊川市における戦略的な定住促進を図り、もって地域の活性化に資するため、市外からの転入者などに対し補助金を交付します。

補助対象者の条件

以下の項目にすべて該当する方は、補助金の交付を受けられることがあります。

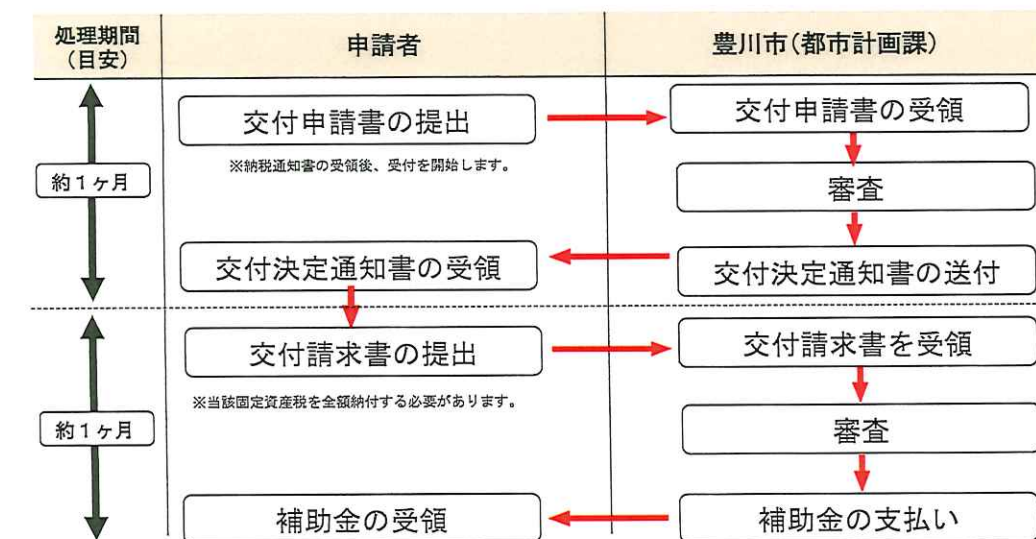
- ✓ 次に掲げる要件のいずれかに該当しています。
 - ア) 市外に連続して5年以上住み、平成29年1月2日以降に豊川市の都市機能誘導区域内に家屋を取得して転入しました。（転入後1年以内に同一小学校区内の誘導区域にある家屋へ転居する場合も含みます。）
 - イ) 市内の土砂災害特別警戒区域等、指定されている災害想定区域内（詳細は要綱別表1を参照）に家屋を所有して住んでいましたが、豊川市の都市機能誘導区域内に家屋を取得して転居しました。（ア・イともに、新築の戸建て住宅のほか、分譲マンションや中古住宅等も対象になります。）
- ✓ 10年以上、定住することを決めています。
- ✓ 町内会に加入しています。
- ✓ 市税等の滞納はありません。
- ✓ 暴力団員ではありません。
- ✓ 家屋には台所と便所があり、居住の用に供する延べ床面積が80㎡以上あります。

補助金の金額

項目	内容	金額
家屋	補助対象者の方に、所有する家屋に係る固定資産税相当額を最大3年間補助します。	固定資産税相当額（要件有り）
土地	補助対象者の方に、所有する土地に係る固定資産税相当額を最大3年間補助します。	固定資産税相当額（要件有り）
子育て奨励金	補助対象者の世帯を構成する中学生以下の子に対して、奨励金を交付します。	10万円/人（1回限り）

※補助金の算定では、豊川市拠点地区定住促進事業費補助金交付要綱に面積要件等も規定していますので、ご確認ください。

申請の流れ



2 都市機能誘導区域

中心拠点



地域拠点 八幡地区



地域拠点 国府地区



地域拠点 一宮地区



地域拠点 音羽地区



地域拠点 御津地区



地域拠点 小坂井地区



都市機能誘導区域については、豊川市HPの豊川市まちなか居住補助金のページからご確認ください。



- 凡例
- 都市機能誘導区域
 - 鉄道駅
 - 市役所・支所
 - 用途地域等
 - 第一種低層住居専用地域
 - 第二種中層住居専用地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第二種住居地域
 - 第三種住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域
 - 工業専用地域

ただし、都市機能誘導区域内でも災害想定区域と重複する場合は、補助対象外です。

留意事項

- 交付の申請は、当該年度に賦課された固定資産税の納付前に手続きができますので、早めに申請をしてください。
- 申請者は、交付決定を受領した後に、申請内容に変更があった場合は、都市計画課にご相談ください。
- 交付請求書は、当該年度に賦課された固定資産税を全額納付してから提出していただくこととなります。
- 補助金の交付は最長3年間受けることができますが、毎年度、交付の申請を行う必要があります。
- 補助金受領後、10年以内に、転居又は転出及び家屋を取壊す、売却等を行う場合は、補助金を返還していただく場合があります。事前に都市計画課にご相談ください。

《まちなか居住補助金に関する問い合わせ先》

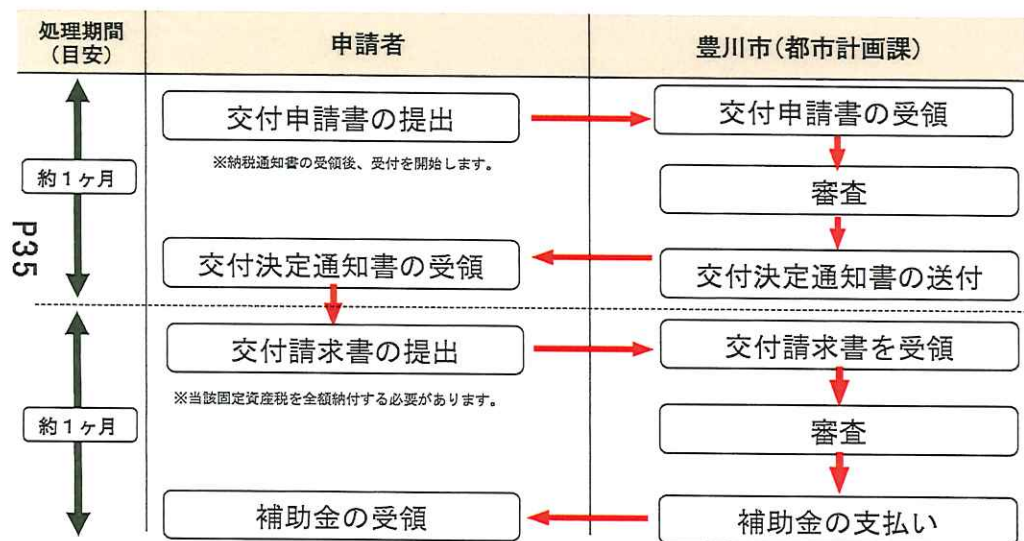
豊川市役所 都市整備部 都市計画課 住所：〒442-8601 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地
TEL：0533-89-2147 FAX：0533-89-2171 E-mail：tokei@city.toyokawa.lg.jp

豊川市の位置

日本列島のほぼ中心で愛知県の南東部に位置し、東三河の中核を担う人口18万人のまちです。
また、東名高速道路のインターチェンジを有するなど交通アクセスも至便で、市内各地域で農業・商業・工業がバランスよく発展しています。



申請の流れ



留意事項

- 補助金の交付には条件がありますので、事前に都市計画課へご相談ください。
- 補助金の交付は、最長3年間受けることができますが、毎年度、補助金の交付申請を行う必要があります。
- 補助金受領後、10年未満に、都市機能誘導区域外へ転出する場合は、事前に都市計画課にご相談ください。

《問い合わせ先》豊川市役所 都市整備部都市計画課 建設総務係

住 所：〒442-8601 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地

TEL：0533-89-2147 FAX：0533-89-2171 E-mail：tokei@city.toyokawa.lg.jp

求む！

新設資金の一部
3年間
支援します！

医療、福祉、子育て支援、商業
駅周辺のまちなかへ！

豊川市都市機能立地補助金のご案内
(拠点地区都市機能立地促進事業費補助金)



TOYOKAWA

1 補助金の概要

豊川市における都市機能の集約を図り、もって都市の質を高め持続的に発展可能なまちづくりを進めるため、豊川市立地適正化計画に規定する都市機能誘導区域において新たに都市機能施設を運営する者に対し補助金を交付します。

補助対象者の条件

以下の項目にすべて該当する方は、補助金の交付を受けられることがあります。

- ✓ 平成30年1月2日以降に都市機能誘導区域内で新たに都市機能施設（誘導施設）を自ら運営しています。（親族又は資本関係のある企業から取得した場合を除く）
- ✓ 10年以上、運営することを決めています。
- ✓ 市税等の滞納はありません。
- ✓ 暴力団員ではありません。

《誘導施設とは》

医療施設や福祉施設、商業施設などの都市機能施設で、人口減少・超高齢社会においても、郊外部を含む全ての市民の生活利便性を維持するために、その立地を誘導すべき施設です。

誘導施設名	内 容
医療施設	医療法第1条の5に定める施設
通所・訪問系高齢者施設	老人福祉法第5条の2の事業（老人短期入所事業を除く。）を行う施設
通所・訪問系障害者福祉施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条の事業（短期入所及び施設入所支援を除く。）を行う施設
通所・訪問系障害児福祉施設	児童福祉法第6条の2の2第2項から第7項までに定める事業を行う施設
幼稚園、保育所等	児童福祉法第39条第1項及び第39条の2第10項に定める施設、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に定める施設、学校教育法第1条に定める施設
商業施設	大規模小売店舗立地法第2条第2項に定める施設（1,000㎡以上）

補助金の金額

項 目	補助対象の区分	金 額
建物	①建物を所有し、当該建物の固定資産税が課せられる場合	固定資産税相当額
	②建物を所有し、当該建物の固定資産税が課せられない場合	建物整備費の3%相当額
	③建物を賃借する場合	賃借額の3ヶ月相当額
土地	①土地を所有し、当該土地の固定資産税が課せられる場合	固定資産税相当額
	②土地を所有し、当該土地の固定資産税が課せられない場合	土地取得費の3%相当額
	③土地を賃借する場合	賃借額の3ヶ月相当額

※交付申請の上限額は建物・土地の合算で100万円です。

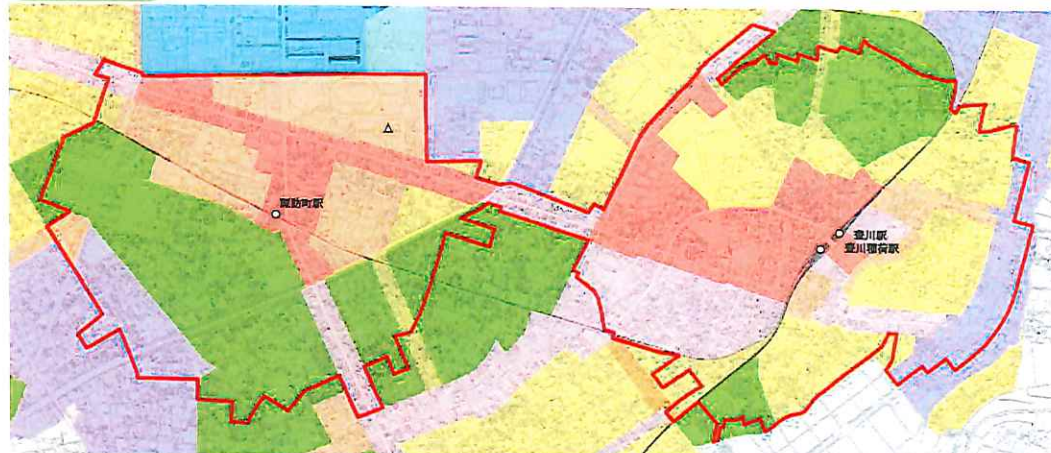
※補助金の算定では、豊川市拠点地区都市機能立地促進事業費補助金交付要綱に補助対象の範囲や期間等も規定していますので、ご確認ください。

※いずれも最大3年間補助します。

※いずれも要件があります。

2 都市機能誘導区域

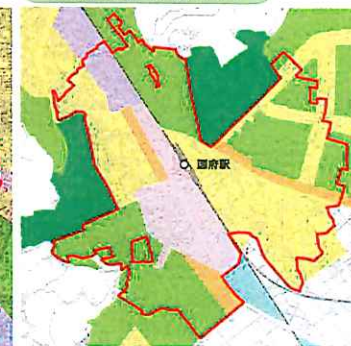
中心拠点



地域拠点 八幡地区



地域拠点 国府地区



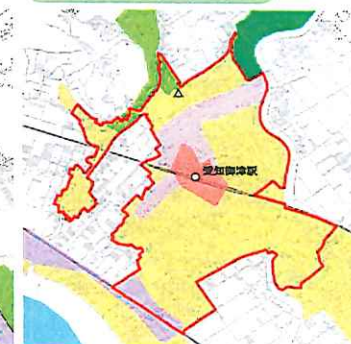
地域拠点 一宮地区



地域拠点 音羽地区



地域拠点 御津地区



地域拠点 小坂井地区



凡例

- 都市機能誘導区域
- 鉄道駅
- △ 市役所・支所

用途地域等

- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 建工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

都市機能誘導区域については、豊川市HPの豊川市都市機能立地補助金のページからご確認ください。

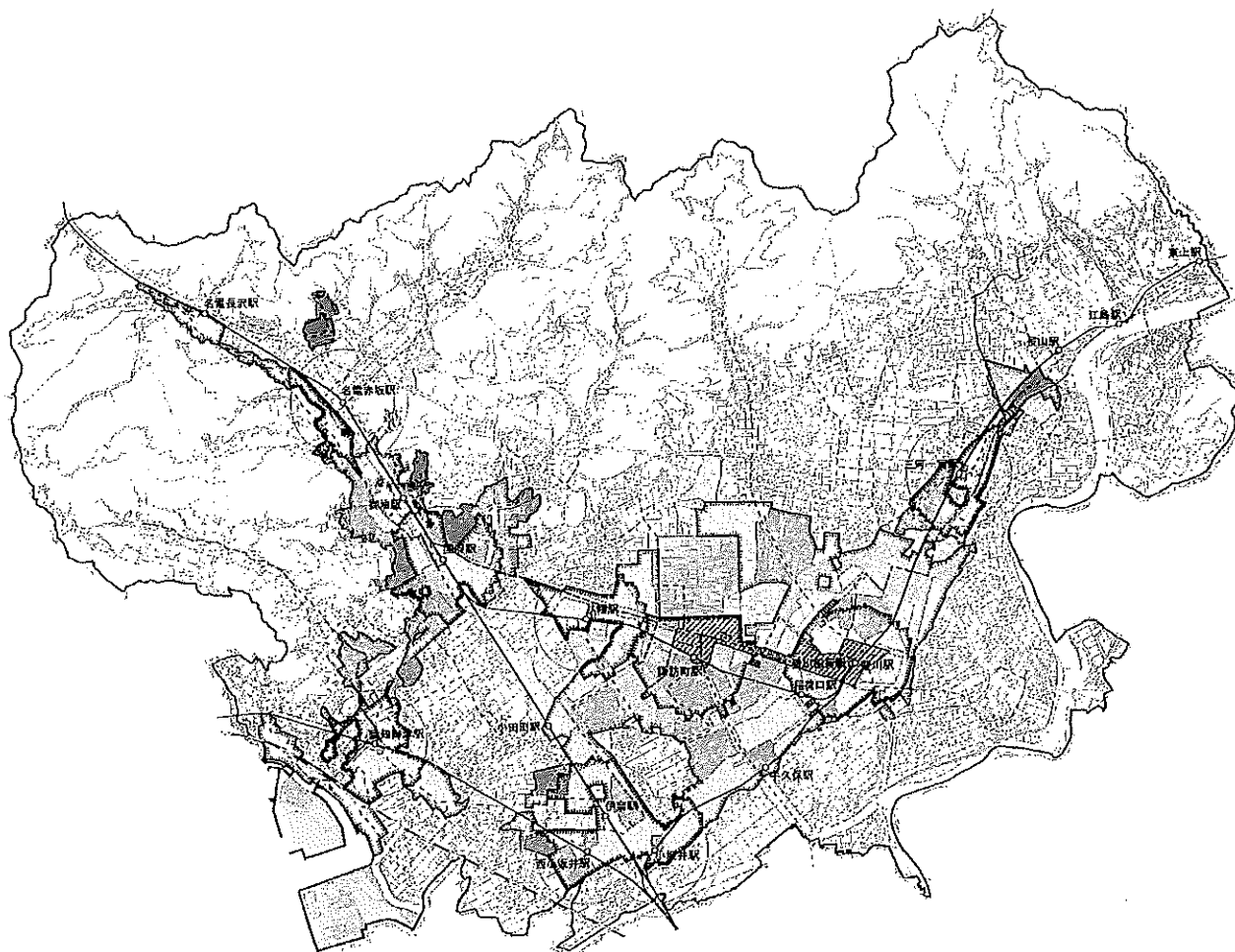


豊川市立地適正化計画に基づく届出について

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）の規定により、以下に掲げる項目に該当する場合、市への届出が義務付けられます。

- ① 居住誘導区域外において、一定規模以上の住宅の建築目的の開発や建築等を行う場合
- ② 都市機能誘導区域外において、誘導施設の建築目的の開発行為や新築・改築等を行おうとする場合、建築物の用途を誘導施設へ変更する場合
- ③ 都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止又は廃止する場合

次頁以降に、豊川市における届出制度の概要を記載します。



TOYOKAWA

豊川市立地適正化計画

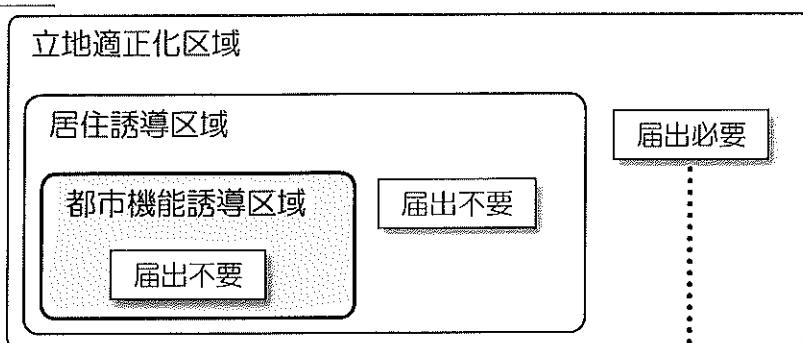
（策定日 平成29年2月21日、公表日 平成29年3月23日）

居住誘導区域外の事前届出について

■ 届出の対象となる行為

居住誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合には原則として市長への届出が義務付けられています（都市再生特別措置法第 88 条第 1 項）。

届出が必要な区域



届出対象行為

開発行為

● 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為

(例 1)

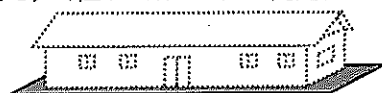


(例 2)



● 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で 1,000 m²以上の規模のもの

(例 3) 1,200 m²・1戸の開発行為



建築等行為

● 3戸以上の住宅を新築しようとする場合



● 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

※届出が不要な行為の例

◆ 800 m²・2戸の開発行為



◆ 1戸の建築行為



■ 届出の時期

開発行為等に着手する **30 日前までに届出**を行うこととなります（都市再生特別措置法第 88 条第 1 項、第 2 項）。なお、開発許可申請及び建築確認申請等に先行して届出することが望ましいとされています。

■ 届出書類の作成

届出は、以下の区分により、あらかじめ定められている届出書（届出様式は巻末の参考資料を参照）に添付図書を添えて行います。

《開発行為の場合》

◆届出書：届出様式 1

◆添付図書

- ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 縮尺 1,000 分の 1 以上
- ② 設計図 縮尺 100 分の 1 以上
- ③ その他参考となる事項を記載した図書
 - ・ 求積図（①②により面積が確認できない場合）等

《建築等行為の場合》

◆届出書：届出様式 2

◆添付図書

- ① 敷地内における住宅等の位置を表示する図面 縮尺 100 分の 1 以上
- ② 住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図 縮尺 50 分の 1 以上
- ③ その他参考となる事項を記載した図書
 - ・ 位置図（縮尺 1/1,000 程度）、求積図（①②で面積が確認できない場合）等

《上記 2 つの届出内容を変更する場合》

◆届出書：届出様式 3

◆添付図書 上記のそれぞれの場合と同様

■ 届出を要しない軽易な行為

都市再生特別措置法施行令第 27 条の規定により、住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う「開発行為」「住宅等の新築」又は「建築物を改築し、又はその用途を変更して住宅等とする行為」については、同法第 88 条第 1 項に規定する届出を要しない場合があります。

■ 市による調整・勧告等

届出内容のとおり開発行為等が行われると何らかの支障が生じると判断した場合には、規模の縮小や別の区域での開発や開発の中止を行うよう調整する等の措置を講じ、調整が不調に終わった場合は勧告等を行うことがあります。

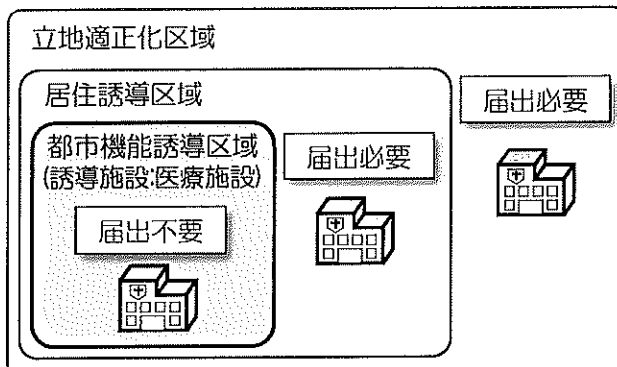
都市機能誘導区域外の事前届出について

■ 届出の対象となる行為

都市機能誘導区域外の区域で、誘導施設を対象に以下の行為を行おうとする場合には原則として市長への届出が義務付けられています。（都市再生特別措置法第108条第1項）

届出が必要な区域

※右図は、誘導施設である病院を整備する場合の届出が必要な区域のイメージ図



届出対象行為

開発行為

- 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

建築等行為

- 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

誘導施設

- 医療施設：医療法第1条の5に定める施設のうち、「内科」「外科」「整形外科」「小児科」「歯科」を診療科目とする施設
- 保健センター：市民の健康の保持及び増進を図るための施設（豊川市保健センター条例に定める施設と同等の施設）
- 通所・訪問系高齢者施設：老人福祉法第5条の2の事業を行う施設
- 通所・訪問系障害者福祉施設：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条の事業を行う施設
- 子育て支援センター：子育て支援の推進を図り、もって児童の健全な育成に資する施設（豊川市子育て支援センター条例に定める施設と同等の施設）
- 通所・訪問系障害児福祉施設：児童福祉法第6条の2の2②から⑥に定める施設
- 保育所、幼稚園等：児童福祉法第39条、同条の2、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第2項から同7項に定める施設
- 図書館：図書館法第2条に定める施設
- 公民館：社会教育法第20条に規定する目的を持ち、同法21条に規定する設置者が設置する施設
- 生涯学習会館：社会教育法第20条に規定する目的を持ち、同法21条に規定する設置者が設置する施設
- 大規模小売店舗：大規模小売店舗立地法の第2条、第3条1項、大規模小売店舗立地法施行令第2条に定める施設
- 市役所：地方自治法第4条、豊川市役所の位置を定める条例に定める施設
- 支所：地方自治法第155条、豊川市支所設置条例に定める施設

■ 届出の時期

開発行為等に着手する 30 日前までに届出を行うこととなります（都市再生特別措置法第 108 条第 1 項、第 2 項）。なお、開発許可申請及び建築確認申請等に先行して届出することが望ましいとされています。

■ 届出書類の作成

届出は、以下の区分により、あらかじめ定められている届出書（届出様式は巻末の参考資料を参照）に添付図書を添えて行います。

《開発行為の場合》

◆届出書：届出様式 4

◆添付図書

- ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 縮尺 1,000 分の 1 以上
- ② 設計図 縮尺 100 分の 1 以上
- ③ その他参考となる事項を記載した図書
 - ・ 求積図（①②により面積が確認できない場合）等

《建築等行為の場合》

◆届出書：届出様式 5

◆添付図書

- ① 敷地内における建築物の位置を表示する図面 縮尺 100 分の 1 以上
- ② 建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図 縮尺 50 分の 1 以上
- ③ その他参考となる事項を記載した図書
 - ・ 位置図（縮尺 1/1,000 程度）、求積図（①②で面積が確認できない場合）等

《上記 2 つの届出内容を変更する場合》

◆届出書：届出様式 6

◆添付図書 上記のそれぞれの場合と同様

■ 届出を要しない軽易な行為

都市再生特別措置法施行令第 35 条の規定により、豊川市立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う「開発行為」「誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築」又は「建築物を改築し、又はその用途を変更して誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為」については、同法第 108 条第 1 項に規定する届出を要しない場合があります。

■ 市による調整・勧告等

届出内容のとおり開発行為等が行われると何らかの支障が生じると判断した場合には、規模の縮小や別の区域での開発や開発の中止を行うよう調整する等の措置を講じ、調整が不調に終わった場合は勧告等を行うことがあります。

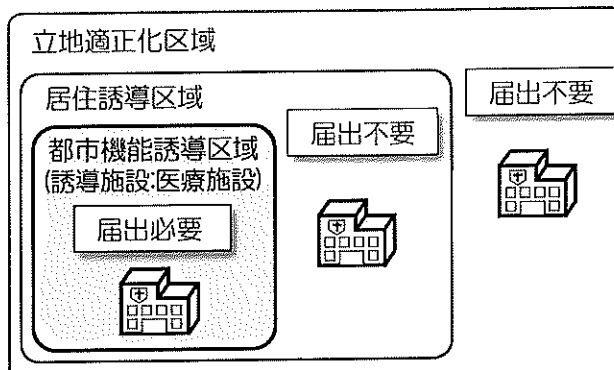
都市機能誘導区域内の事前届出について

■ 届出の対象となる行為

都市機能誘導区域で、誘導施設を休止し、又は廃止しようとする場合には、市長への届出が義務付けられています。（都市再生特別措置法第108条の2第1項）

届出が必要な区域

※右図は、誘導施設である病院を休止し、又は廃止する場合の届出が必要な区域のイメージ図



届出対象行為

施設の休止

- 誘導施設の営業等を一時的に休む場合

施設の廃止

- 誘導施設の営業等をやめる場合

誘導施設

- 医療施設：医療法第1条の5に定める施設のうち、「内科」「外科」「整形外科」「小児科」「歯科」を診療科目とする施設
- 保健センター：市民の健康の保持及び増進を図るための施設（豊川市保健センター条例に定める施設と同等の施設）
- 通所・訪問系高齢者施設：老人福祉法第5条の2の事業を行う施設
- 通所・訪問系障害者福祉施設：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条の事業を行う施設
- 子育て支援センター：子育て支援の推進を図り、もって児童の健全な育成に資する施設（豊川市子育て支援センター条例に定める施設と同等の施設）
- 通所・訪問系障害児福祉施設：児童福祉法第6条の2の2②から⑥に定める施設
- 保育所、幼稚園等：児童福祉法第39条、同条の2、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第2項から同7項に定める施設
- 図書館：図書館法第2条に定める施設
- 公民館：社会教育法第20条に規定する目的を持ち、同法21条に規定する設置者が設置する施設
- 生涯学習会館：社会教育法第20条に規定する目的を持ち、同法21条に規定する設置者が設置する施設
- 大規模小売店舗：大規模小売店舗立地法の第2条、第3条1項、大規模小売店舗立地法施行令第2条に定める施設
- 市役所：地方自治法第4条、豊川市役所の位置を定める条例に定める施設
- 支所：地方自治法第155条、豊川市支所設置条例に定める施設

■ 届出の時期

誘導施設を休止し、又は廃止する 30 日前までに届出を行うこととなります（都市再生特別措置法第108 条の2 第1 項）。

■ 届出書類の作成

届出は、「誘導施設の休廃止届出書」（届出様式は巻末の参考資料を参照）により行います。

■ 市による助言・勧告等

新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、休止し、又は廃止しようとする誘導施設を有効に活用する必要があると判断した場合には、休止し、又は廃止しようとする誘導施設の存置その他の必要な助言又は勧告をすることがあります。

(都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 1 号関係 様式第 10)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

豊川市長 殿

届出者 住 所

氏 名

印

連絡先

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (住所)	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	地目

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第2号関係 様式第11)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、 { 住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 } について、下記により届け出します。 年 月 日 豊川市長 殿 届出者 住 所 氏 名 印 連絡先	
1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在： 地目： 面積：
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(都市再生特別措置法施行規則第38条第1項関係 様式第12)

行為の変更届出書

年 月 日

豊川市長 殿

届出者 住 所

氏 名 印

連絡先

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日： 年 月 日

2 変更の内容：

3 変更部分に係る行為の着手予定日： 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日： 年 月 日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 1 号関係 様式第 18)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

豊川市長 殿

届出者 住 所

氏 名

印

連絡先

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (住所)	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	地目

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第2号関係 様式第19)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、 { 誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 } について、下記により届け出ます。 年 月 日 豊川市長 殿 届出者 住 所 氏 名 連絡先 印	
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在： 地目： 面積：
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(都市再生特別措置法施行規則第 55 条第 1 項関係 様式第 20)

行為の変更届出書

年 月 日

豊川市長 殿

届出者 住 所

氏 名 印

連絡先

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日： 年 月 日

2 変更の内容：

3 変更部分に係る行為の着手予定日： 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日： 年 月 日

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

豊川市長 殿

届出者 住 所

氏 名 印

連絡先

都市再生特別措置法第 1 0 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の(休止・廃止)について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止(廃止)しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
- 2 休止(廃止)しようとする年月日 年 月 日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 休止(廃止)に伴う措置
 - (1) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - (2) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

開発許可制度研修会ご案内

実務に携わる方々を対象に、下記のとおり研修会を開催いたしますので、ご参加下さいますようご案内いたします。

記

- 1 日 時 A 令和3年2月19日(金) 午前10時～午後4時30分 昭和ビルホール
場 所 B 令和3年2月25日(木) 午前10時～午後4時30分 岡崎市民会館大会議室
- 2 研修内容 ① 開発許可制度の概要について ② 市街化調整区域の許可基準について
③ 開発許可技術基準について
(CPD単位 5単位(予定))
- 3 講 師 愛知県建築局建築指導課 担当者
- 4 定 員 A 80名 B 40名
- 5 受講料 テキスト代込みで 12,500円 ただし、テキストが不要な場合 7,000円
- 6 申込期間 1月6日(水)から。定員になり次第締め切ります。
- 7 申込方法 裏面申込書に必要事項を記入の上、FAXでお申送ください。
なお 申込書はホームページ(<http://www.tkbc.jp/>)からダウンロードできます。
- 8 送金方法 受講料は、銀行振込又は直接主催者へ持参。(当日の現金払いはご遠慮ください。)
一旦納入された受講料は返却いたしませんので、都合が悪くなった方は代わりの方が出席して下さい。
- 9 受講票 受講料を納入された申込者には、「受講票」をFAXで送ります。
- 10 テキスト 「都市計画法開発許可の実務の手引」改訂第21版 増補版
愛知県建築局建築指導課監修(平成31年1月発刊)
- 11 主催者及
び申込先 一般財団法人 東海建築文化センター
〒460-0008 名古屋市中区栄四丁目3-26 (昭和ビル 2F)
TEL 052(262)0838 FAX 052(262)0839
- 12 後援団体
(公社)愛知建築士会 (一社)中部不動産協会 (一社)日本ツーバイフォー建築協会 東海支部
(公社)愛知県建築士事務所協会 (一社)日本木造住宅産業協会中部支部 (公社)全日本不動産協会 愛知県本部
(公社)日本建築家協会 東海支部 (一社)東海住宅産業協会 (公社)愛知県不動産鑑定士協会
(一社)愛知県建設業協会 (一社)不動産協会 中部支部 (一財)愛知県建築住宅センター
(公社)愛知県宅地建物取引業協会 (一社)中京住宅産業協会 愛知県建築技術研究会

(裏面に申込書があります)

開発許可制度研修会申込書兼通知書

- 1 枠内に記入しFAXして下さい。 申込後、受講料の振込をお願いいたします。

FAX:052-262-0839(一財)東海建築文化センター宛

- 2 振込確認後 受講番号をFAXで通知します。

				令和 3年 月 日	
フリガナ		勤 務 先	(名 称)		
氏 名					
CPD取得番号			(所在地)〒		
受講希望日 (A・Bに○印)	A 令和3年2月19日(金)昭和ビル		B 令和3年2月25日(木)岡崎市民会館		
連 絡 先	TEL		テキスト要否 (○印)	要 ・ 不 要	
	FAX				

振 込 先 三菱UFJ銀行 栄町支店 (普)0720583 (一財)東海建築文化センター
(振込手数料はご負担願います。)

受 講 票

貴方の受講番号は次の通りです

受講番号 NO. _____

研修会当日は必ずこの通知書を持参し、受付に提出して下さい。